

定例教育委員会

議

案

議案第 23 号

坂井市教育委員会表彰規則に基づく教育委員会表彰について（追加分）

坂井市教育委員会表彰規則に基づく教育委員会表彰について、次のとおり承認を求める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

平成29年度 坂井市教育委員会表彰候補者一覧（追加分）

【坂井市教育委員会表彰規則第2条第1項第1号関係】

【功 績 賞】

| No. | 氏 名               | 学校名・役職等      | 該当する内規基準  | 現 況  |
|-----|-------------------|--------------|---|--|
| 1   | ひらた まさひこ<br>平田 昌彦 | 丸岡中学校・<br>教諭 | 市内の小中学校に勤務する<br>教諭、養護教諭、栄養教諭、<br>学校栄養職員及び事務職員<br>で、専門的な調査研究又は<br>部活動等の指導者として、<br>顕著な功績のあった者 | 丸岡中学校教諭<br>(平成29年度ふくい優<br>秀教職員)<br>H20年度坂井市教育委員会<br>表彰功績賞受賞<br>(坂井中吹奏楽部顧問) |
| 2   | やまだ としゆき<br>山田 俊行 | 春江小学校・<br>教諭 | 〃   | 春江小学校教諭<br>(平成29年度ふくい優<br>秀教職員)  |

平成29年度坂井市児童・生徒教育委員会表彰候補者名簿

【文化】小学校（個人）

| No. | 賞の区分     | 氏名                  | 学校名    | 学年 | 競技名                               | 成績                 | 月日       | 主催者等  |
|-----|----------|---------------------|--------|----|-----------------------------------|--------------------|----------|---|
| 1   | 奨励賞<br>⑬ | (おいだほのか)<br>笈田 穂花   | 大石小学校  | 5年 | 第47回全国<br>小・中学生競<br>技かるた選手<br>権大会 | 小学4年の部 優勝          | H29.3.26 | 【主催】(一社) 全日本かるた協会<br>【後援】 滋賀県・滋賀県教育委員会<br>大津市・大津市教育委員会<br>NHK大津放送局 ほか |
| 2   | 奨励賞<br>⑭ | (よしざわ はるか)<br>吉澤 陽華 | 春江東小学校 | 6年 | 第9回南部陽一<br>郎記念ふくい<br>サイエンス賞       | 小学生部門 最優秀賞         | H30.1    | 福井県教育委員会  |
| 3   | 奨励賞<br>⑮ | (てらざわりこ)<br>寺澤 莉子   | 三国中学校  | 1年 | 第47回全国<br>小・中学生競<br>技かるた選手<br>権大会 | 小学6年の部 優勝          | H29.3.26 | 【主催】(一社) 全日本かるた協会<br>【後援】 滋賀県・滋賀県教育委員会<br>大津市・大津市教育委員会<br>NHK大津放送局 ほか |
| 4   | 奨励賞<br>⑯ | (さかした このん)<br>坂下 心音 | 春江中学校  | 1年 | ベルリン国際<br>パレエコン<br>クールド           | モダン・コンテンポラリー部門 第2位 | H29.2    | PBK実行委員会 (京都バレーコングレール)  |

平成29年度坂井市児童・生徒教育委員会表彰候補者名簿

【スポーツ】中学校（個人）

| No. | 賞の区分     | 氏名                  | 学校名    | 学年 | 競技名 | 種目         | 順位     | 大会名                 | 月日                            | 主催者等                                    |
|-----|----------|---------------------|--------|----|-----|------------|--------|---------------------|-------------------------------|---|
| 1   | 奨励賞<br>⑮ | (なおえ れん)<br>直江 蓮    | 春江中学校  | 2年 | 卓球  | 女子シングルス    | 3位     | 第38回北信越中学校総合競技大会    | H29.8.3～<br>8.4               | 【主催】北信越中学校体育連盟<br>【共催】長野県・石川県・新潟県・福井県ほか |
| 2   | 奨励賞<br>⑮ | (さかもと みさき)<br>坂本 美咲 | 春江中学校  | 2年 | 卓球  | 女子シングルス    | 2位     | 第38回北信越中学校総合競技大会    | H29.8.3～<br>8.4               | 【主催】北信越中学校体育連盟<br>【共催】長野県・石川県・新潟県・福井県ほか |
| 3   | 奨励賞<br>⑮ | (あらたに ゆうた)<br>荒谷 優大 | 丸岡南中学校 | 3年 | 柔道  | 全学年男子60kg級 | 3年連続出場 | 第36～38回北信越中学校総合競技大会 | H27.8.4<br>H28.8.4<br>H29.8.2 | 【主催】北信越中学校体育連盟<br>【共催】長野県・石川県・新潟県・福井県ほか |

【文化】中学校（個人）

| No. | 賞の区分     | 氏名                   | 学校名    | 学年 | 競技名                     | 成績                | 月日       | 主催者等  |
|-----|----------|----------------------|--------|----|-------------------------|-------------------|----------|---|
| 1   | 奨励賞<br>⑮ | (たまむら あやね)<br>玉村 綾音  | 丸岡南中学校 | 2年 | 第25回一筆啓上賞               | 大賞（日本郵便株式会社 社長賞）  | H30.1    | 【主催】坂井市、(公財)丸岡文化財団<br>【協賛】日本郵便株式会社<br>【特別後援】住友グループ広報委員会             |
| 2   | 奨励賞<br>⑮ | (むかいで あゆり)<br>向出 歩凜  | 丸岡南中学校 | 2年 | イタリア国際パレエ&コンテンポラリーコンクール | モダン・コンテンポラリー部門 入賞 | H29.3    | P B K 実行委員会（京都パレエコンクール）   |
| 3   | 奨励賞<br>⑮ | (むらかみ せりか)<br>村上 世里香 | 春江中学校  | 2年 | 第47回全国小・中学生競技かるた選手権大会   | 中学1年の部 準優勝        | H29.3.26 | 【主催】（一社）全日本かるた協会<br>【後援】滋賀県・滋賀県教育委員会<br>大津市・大津市教育委員会<br>NHK大津放送局 ほか |

【スポーツ】中学校（団体）

| No. | 賞の区分     | 団体名         | 順位 | 大会名              | 月日              | 主催者等                                     |
|-----|----------|-------------|----|------------------|-----------------|--|
| 1   | 奨励賞<br>⑮ | 春江中学校 女子卓球部 | 2位 | 第38回北信越中学校総合競技大会 | H29.8.3～<br>8.4 | 【主催】北信越中学校体育連盟<br>【共催】長野県・石川県・新潟県・福井県 ほか |

○坂井市教育委員会表彰規則

平成18年3月20日

教育委員会規則第11号

改正 平成24年8月27日教委規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育、社会教育、社会体育及び学術文化の振興発展に貢献したものの表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人及び団体の表彰)

第2条 坂井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校の教職員、教育機関の関係者、その他の個人及び団体で、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰することができる。

- (1) 学校教育の振興に貢献し、その功績の著しい者
- (2) 教育施設の充実整備に貢献し、その功績の著しい者
- (3) 社会教育又は社会体育の振興に貢献し、その功績の著しい者
- (4) 学術又は文化の向上発展に貢献し、その功績の著しい者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、表彰に値すると認める業績又は行為のあった者  
(生徒及び児童の表彰)

第3条 教育委員会は、学校の生徒及び児童で次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰することができる。

- (1) 有益な調査研究、発明発見又は工夫考案した者
- (2) 生徒若しくは児童の名誉を高め、又は他の模範とするに足る行為のあった者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、表彰に値すると認める業績又は行為のあった者  
(表彰の種類)

第4条 この規則による表彰の種類は、功労賞、功績賞及び奨励賞とする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状を授与して行う。ただし、金品の加授又はその他特別の待遇を与えることができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰の時期は、教育委員会においてその都度決定する。

(表彰の内申)

第7条 学校長及び教育関係機関その他の団体の長は、第2条又は第3条に該当すると認められるものがあるときは、別記様式により内申書を提出する。

(表彰選考会の設置)

第8条 教育委員会に表彰選考会（以下「選考会」という。）を置く。

2 選考会は、表彰の候補者を選考し、教育委員会に報告する。

(被表彰者の決定)

第9条 被表彰者は、選考会において選考した者のうちから教育委員会が決定する。ただし、緊急を要する場合は、選考会の選考を経ずに被表彰者を決定することができる。

(選考会の構成)

第10条 選考会の委員は、その都度教育長が委嘱する。

2 選考会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(選考会の運営)

第11条 会長は、会務を総理する。

2 会長は、選考会を代表し、教育委員会に推薦及び経過を報告する。

(その他)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 (平成24年8月27日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

# 坂井市教育委員会表彰内規

平成 18 年 11 月 18 日

## (趣旨)

第 1 条 この内規は、坂井市教育委員会表彰規則（平成 18 年坂井市教育委員会規則第 11 号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (選考の基準)

第 2 条 規則第 2 条に規定する表彰の選考基準は、別表第 1 に定めるとおりとする。

2 規則第 3 条に規定する表彰の選考基準は、別表第 2 に定めるとおりとする。

## (在職期間の計算)

第 3 条 前条第 1 項の選考基準に該当する者（以下「基準該当者」という。）の在職等年数の計算は、次に定めるとおりとし、毎年 4 月 1 日を基準日として計算する。

(1) 在職等年数の計算は月をもって行い、就任または就職した日の属する月から、退任または退職した日の属する月までの期間とする。

(2) 在職等期間が中断したときは、その前後の期間を通算する。

(3) 基準該当者のうち、選考基準に在職等期間を要する職等にある者が、その職等に選考基準年数の  $1/2$  以上在職等した場合は、合併前の三国町、丸岡町、春江町又は坂井町（以下「旧町」という。）において同種と認められる職等にあつた場合のその在職等期間の一定割合を加算することができる。なお、加算する割合については、その都度検討する。

## (潜在候補者の登録)

第 4 条 旧町において規則第 2 条に規定する功績と同等の功績があり、かつ旧町においてこれらの功績について教育委員会より表彰を受けていない者、及び坂井市においてその属する職の代表及び副代表を務めた者は、教育委員会表彰の潜在候補者として登録し、表彰の候補者としてその都度検討する。

## (表彰の制限)

第 5 条 規則第 2 条の規定により功労賞の表彰を受けた者には、重ねて功労賞の表彰を行わない。ただし、功労賞の表彰を受けた後に、表彰に値すると認められる新たな功績等があつた場合は感謝状を授与し、表彰に替えるものとする。

## (表彰名簿)

第 6 条 表彰事項は、別に定める表彰名簿に記載し保存する。



(附 則)

この内規は、平成20年10月27日から施行する。

(附 則)

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

(附 則)

この内規は、平成21年9月27日から施行する。

(附 則)

この内規は、平成29年3月22日から施行する。

(附 則)

この内規は、平成30年1月17日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

| 賞の区分        | 対象者・基準   | 在職等期間   |
|-------------|--|---|
| 功<br>労<br>賞 | ① 教育委員会委員  | 8年以上  |
|             | ② 市内の小中学校を最後に退職する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員で功績のあった者   | 通算20年以上<br>(ただし、基準日は退職の日とし、校長は3年、教頭は2年の換算年数を各々の勤務年数に乗じて得た年数を勤務した年数とする)<br>※坂井市内の通算在職等期間が20年に満たない場合は坂井地区内小中学校の在職等期間とする |
|             | ③ 教育委員会が任命、委嘱する教育機関等の委員  | 12年以上   |
|             | ④ 市全域を包括する社会教育関係、社会体育関係及び学術文化関係の公共的団体の副会長以上の職にあった者   |   |
|             | ⑤ 青少年の健全育成、女性、高齢者等の学習活動や社会参加の促進、指導者の養成等市における社会教育活動の普及、向上に顕著な功績のあった者                                  | 15年以上   |
|             | ⑥ 市のスポーツの普及奨励のための企画又は指導に尽力し、市のスポーツの振興に顕著な功績のあった者   |   |
|             | ⑦ 学術文化の向上、普及又は文化財の保存、活用に尽力し、市の文化の振興に顕著な功績のあった者   |   |
| 功<br>績<br>賞 | ⑧ 市内の小中学校に勤務する教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員で、専門的な調査研究又は部活動等の指導者として、顕著な功績のあった者                            |   |
|             | ⑨ スポーツに関する国際規模の競技会に日本を代表して出場した者  |   |
|             | ⑩ 国民体育大会において入賞した者  |   |
|             | ⑪ スポーツに関する公的機関が主催する全国規模の競技会において優秀な成績を収めた団体及び個人(県予選会があるものをさし、当該競技団体の主催する予選会を経て、これに県代表として参加し、上位に入賞した者) |   |
|             | ⑫ 学術文化に関する公的機関が主催する全国規模の競技会または展覧会等において優秀な成績を収めた者   |   |
|             | ⑬ 上記に掲げるものを除くほか、規則第8条に規定する表彰選考会において表彰に値すると認められる団体及び個人  |   |

別表第2 (第2条関係)

| 賞の区分 |      | 対象者・基準  |
|------|------|---|
| 奨励賞  | スポーツ | ⑭ 全国中学校体育大会または全国小学校体育大会において入賞(8位まで)した団体および個人  |
|      |      | ⑮ 公的機関が主催する県単位を超える競技会において優秀な成績を収めた団体および個人〔県予選会があるものをさし、当該競技団体の主催する予選会を経て、これに県代表として参加し、上位(3位まで)に入賞した団体および個人〕 |
|      |      | ⑯ 公的機関が主催する県単位を超える競技会に3年以上連続して出場した団体および個人(県予選会があるものをさし、当該競技団体の主催する予選会を経て、これに県代表として参加した団体および個人)              |
|      |      | ⑰ 上記に掲げるものを除くほか、教育委員会において表彰に値すると認められる団体および個人  |
|      | 文化   | ⑱ 公的機関が主催する県単位を超える競技会または展覧会等において優秀な成績を収めた団体および個人  |
|      |      | ⑲ 上記に掲げるものを除くほか、教育委員会において表彰に値すると認められる団体および個人  |

議案第24号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり変更許可の承認を求める。

平成30年2月22日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫